第 千 五 百 七 十 號昭和十九年十月十三日 (第三種郵便物認可) 田和四年四月十五日

No. 様式左ノ通定ム 纖維層配給統制規則吊九條ノ規定ニ依リ發行スル割當票ノ ◇鳥取縣告示第五百七十五號 昭和十九年十月十三日 昭和 年 期分 繊維層割當票樣式 當票 割 受給者名 鳥取縣知事 販賣者名 日本回收纖維統制株式會社 润 量 日本標準規格A 島 昭和 年 月 日 縣⑪ 義 (裏面注意書参照ノコト) 一、本票ニ本廳印無キモノ及記載事項ヲ改竄シタ ハ無効トス

昭和十九年十月十三日 Ł 號

日

千 五 百

第

-|-

規則ノ規定ニ依リ本廳ヨリ交付シタルモノナリ 本票八昭和十五年商工省令第五十號纖維層即給統例 æ

ル

三、本票ト引換フルニ非ザレバ日本回收纖維統制株式會

外ノ者ニ對シ本票ト引換へニ讓受ケタル繊維屑ヲ譲渡 指定代表者ハ其ノ代表スル圏体ヲ組織スル工業者以

矅

金

(裏面)

告

示

意 事 項

社ヨリ表記ノ繊維屑ヲ讓党クルコトヲ得ズ

本票ハ再發行ヲ爲サズ

ル

コトヲ得ズ

スルコトヲ得ズ 本票ハ之ヲ他人ニ護渡ス

大キサへ國定規格▲5判

鳥取縣公報

略和十九年十月十三日印刷 昭和十九年十月十三日竣行 可セリ 小作料統制令第四條ノ規定ニ依リ左ノ通小作料統制ノ件認 ◇鳥取縣告示第五百七十六號 刀 三 農地ノ所在地番、地目及面積 昭和十九年十月十三日 備置ク) 備置ク) 別冊ノ通(別冊ハ鳥取縣經濟部農務課並申請村役場ニ 別冊ノ通(別冊ハ鳥取縣經濟部農務課並申請村役場) 認可ヲ受ケタル小作料ノ種別、額及減免條件 申請シタル農地委員會 認可年月日 岩美郡宇倍野村農地委員會 鳥取縣知事 昭和十九年十月九日 鳥 取 衤系 7 (第三種郵便物認可)(昭和十四年四月五日) 印 發 市 取 即

闡

断 縣